

## 鳥取県有料老人ホーム設置運営指導指針新旧対照表

鳥取県有料老人ホーム設置運営指導指針（平成19年5月1日付第200700009202号鳥取県福祉保健部長通知）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><b>鳥取県有料老人ホーム設置運営指導指針</b></p> <p>目次</p> <p>1 趣旨</p> <p>2 用語の定義</p> <p>3 基本的事項</p> <p>4 有料老人ホームの種類等</p> <p>5 設置者</p> <p>6 立地条件</p> <p>7 規模及び構造設備</p> <p>8 既存建築物等の活用の場合等の特例</p> <p>9 職員の配置、研修及び衛生管理等</p> <p>10 有料老人ホーム事業の運営</p> <p>11 サービス等</p> <p>12 事業収支計画</p> <p>13 利用料等</p> <p>14 契約内容等</p> <p>15 情報開示</p> <p>16 変更届</p> <p>17 立入検査等</p> <p>18 電磁的記録等</p> <p>1～7 略</p> <p>8 既存建築物等の活用の場合等の特例 (1)・(2) 略 <u>(3) 戸建住宅等(延べ面積200㎡未満かつ階数3以下)を有料老人ホームとして利用する場合には、在館者が迅速に避難できる措置を講じることにより、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。</u> (4) 略</p> <p>9 略</p> <p>10 有料老人ホーム事業の運営 有料老人ホーム事業の運営については、次に掲げる事項に留意すること。 (1)・(2) 略 (3) 帳簿の整備 老人福祉法第29条第6項の規定を参考に、次の事項を記載した帳簿を作成し、2年間保存すること。 ア 有料老人ホームの修繕及び改修の実施状況 イ 老人福祉法第29条第9項に規定する前払金、利用料その他の入居者が負担する費用の受領の記録 ウ～ク (4) 個人情報の取り扱い (2)の名簿及び(3)の帳簿における個人情報に関する取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び同法に基づく「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いの</p>	<p><b>鳥取県有料老人ホーム設置運営指導指針</b></p> <p>目次</p> <p>1 趣旨</p> <p>2 用語の定義</p> <p>3 基本的事項</p> <p>4 有料老人ホームの種類等</p> <p>5 設置者</p> <p>6 立地条件</p> <p>7 規模及び構造設備</p> <p>8 既存建築物等の活用の場合等の特例</p> <p>9 職員の配置、研修及び衛生管理等</p> <p>10 有料老人ホーム事業の運営</p> <p>11 サービス等</p> <p>12 事業収支計画</p> <p>13 利用料等</p> <p>14 契約内容等</p> <p>15 情報開示</p> <p>16 変更届</p> <p>17 立入検査等</p> <p>18 電磁的記録等</p> <p>1～7 略</p> <p>8 既存建築物等の活用の場合等の特例 (1)・(2) 略 <u>(新設)</u> (3) 略</p> <p>9 略</p> <p>10 有料老人ホーム事業の運営 有料老人ホーム事業の運営については、次に掲げる事項に留意すること。 (1)・(2) 略 (3) 帳簿の整備 老人福祉法第29条第4項の規定を参考に、次の事項を記載した帳簿を作成し、2年間保存すること。 ア 有料老人ホームの修繕及び改修の実施状況 イ 老人福祉法第29条第7項に規定する前払金、利用料その他の入居者が負担する費用の受領の記録 ウ～ク (4) 個人情報の取り扱い (2)の名簿及び(3)の帳簿における個人情報に関する取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び同法に基づく「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いの</p>

ためのガイダンス（個人情報保護委員会・厚生労働省）」を遵守すること。

(5) 業務継続計画の策定等

ア 感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する処遇を継続的に行うための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じること。計画の策定にあたっては、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照すること。

また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。

イ 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、訓練については、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。

なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、他の設置者との連携等により行うことも差し支えない。

ウ 略

(6)～(8) 略

(9) 医療機関等との連携

ア 入居者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、医療機関と協力する旨及びその協力内容を取り決めておくこと。その際、入居者の急変時等に、相談対応や診療を行う体制を常時確保した協力医療機関を定めるよう努めること。

イ 当該有料老人ホームの設置者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 6 条第 17 項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症（同条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第 8 項に規定する指定感染症又は同条第 9 項に規定する新感染症をいう。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めること。

ウ 協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うこと。

エ 入居者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入居者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該有料老人ホームに速やかに入居させることができるよう努めること。

オ～コ 略

(10)～(12) 略

11 サービス等

(1)～(3) 略

(4) 設置者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）に基づき、次の事項を実施すること。

ア～エ 略

オ イからエまでに掲げるまでに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

当該担当者は、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。なお、同一施設内での複数担当の兼務や他の事業所・施設等との担当の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、入居者や施設の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること。

カ 略

(5) 略

(6) 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

また、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の 3 つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくことが必要である。

ためのガイダンス（平成 29 年 4 月 14 日・厚生労働省）」を遵守すること。

(5) 業務継続計画の策定等

ア 感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する処遇を継続的に行うための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じること。計画の策定にあたっては、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照すること。

イ 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、訓練については、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。

ウ 略

(6)～(8) 略

(9) 医療機関等との連携

ア 入居者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、医療機関と協力する旨及びその協力内容を取り決めておくこと。

(新設)

(新設)

(新設)

イ～キ 略

(10)～(12) 略

11 サービス等

(1)～(3) 略

(4) 設置者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）に基づき、次の事項を実施すること。

ア～エ 略

オ イからエまでに掲げるまでに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

カ 略

(5) 略

(6) 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

<p>(7) 略</p> <p>12 事業収支計画  有料老人ホームの事業の収支計画の策定に当たっては、次に掲げる事項に留意すること。  (1)・(2) 略  (3) 資金収支計画及び損益計画  次の事項に留意し、長期の資金収支計画及び損益計画を策定すること。  ア～カ 略  キ 前払金（入居時に老人福祉法第 29 条第 9 項に規定する前払金として一括して受領する利用料）の償却年数は、入居者の終身にわたる居住が平均的な余命等を勘案して想定される期間（以下「想定居住期間」という。）とすること。  ク 略  (4) 略</p> <p>13 利用料等  (1) 略  (2) 前払い方式（終身にわたって受領すべき家賃又はサービス費用の全部又は一部を前払金として一括して受領する方式）によって入居者が支払を行う場合にあっては、次の各号に掲げる基準によること。  ア 略  イ 老人福祉法第 29 条第 9 項の規定に基づき、前払金の算定根拠を書面で明示するとともに、前払金に係る銀行の債務の保証等の「厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置」（平成 18 年厚生労働省告示第 266 号）に規定する必要な保全措置を講じなければならないこと。  なお、平成 18 年 3 月 31 日までに届出がされた有料老人ホームについては、保全措置の法的義務づけの経過措置期間が終了し、令和 3 年 4 月 1 日以降の新規入居者については、法的義務対象となることから、同様に必要な保全措置を講じなければならないこと。  ウ～オ 略  カ 老人福祉法第 29 条第 10 項の規定に基づき、前払金を受領する場合にあっては、前払金の全部又は一部を返還する旨の契約を締結することになっていることから、その返還額については、入居契約書等に明示し、入居契約に際し、入居者に対して十分に説明するとともに、前払金の返還を確実に行うこと。  キ 略</p> <p>14 契約内容等  有料老人ホームの入居の契約に当たっては、次に掲げる事項に留意すること。  (1)～(3) 略  (4) 重要事項の説明等  老人福祉法第 29 条第 7 項の規定に基づく情報の開示において、老人福祉法施行規則第 20 条の 5 第 16 号に規定する入居契約に関する重要な事項の説明については、次の各号に掲げる基準によること。  ア 略  イ 重要事項説明書は、老人福祉法第 29 条第 7 項の規定により、入居相談があったときに交付するほか、求めに応じ交付すること。  ウ・エ 略  (5) 略  (6) 入居者募集等  ア 入居募集に当たっては、パンフレット、募集広告、インターネットのホームページ等において、有料老人ホームの類型（サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けていないものに限る。）、サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けている場合は、その旨及び特定施設入居者生活介護等の種類を明示すること。  イ 誇大広告等により、入居者に不当に期待を抱かせたり、それによって損害を与えたりするようなことがないよう、実態と乖離のない正確な表示をするとともに、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）第 4 条第 1 項第 3 号及び「有料老人ホーム等に関する不当な表示」（平成 16 年公正取引委員会告示</p>	<p>(7) 略</p> <p>12 事業収支計画  有料老人ホームの事業の収支計画の策定に当たっては、次に掲げる事項に留意すること。  (1)・(2) 略  (3) 資金収支計画及び損益計画  次の事項に留意し、長期の資金収支計画及び損益計画を策定すること。  ア～カ 略  キ 前払金（入居時に老人福祉法第 29 条第 7 項に規定する前払金として一括して受領する利用料）の償却年数は、入居者の終身にわたる居住が平均的な余命等を勘案して想定される期間（以下「想定居住期間」という。）とすること。  ク 略  (4) 略</p> <p>13 利用料等  (1) 略  (2) 前払い方式（終身にわたって受領すべき家賃又はサービス費用の全部又は一部を前払金として一括して受領する方式）によって入居者が支払を行う場合にあっては、次の各号に掲げる基準によること。  ア 略  イ 老人福祉法第 29 条第 7 項の規定に基づき、前払金の算定根拠を書面で明示するとともに、前払金に係る銀行の債務の保証等の「厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置」（平成 18 年厚生労働省告示第 266 号）に規定する必要な保全措置を講じなければならないこと。  なお、平成 18 年 3 月 31 日までに届出がされた有料老人ホームについては、保全措置の法的義務づけの経過措置期間が終了し、令和 3 年 4 月 1 日以降の新規入居者については、法的義務対象となることから、同様に必要な保全措置を講じなければならないこと。  ウ～オ 略  カ 老人福祉法第 29 条第 8 項の規定に基づき、前払金を受領する場合にあっては、前払金の全部又は一部を返還する旨の契約を締結することになっていることから、その返還額については、入居契約書等に明示し、入居契約に際し、入居者に対して十分に説明するとともに、前払金の返還を確実に行うこと。  キ 略</p> <p>14 契約内容等  有料老人ホームの入居の契約に当たっては、次に掲げる事項に留意すること。  (1)～(3) 略  (4) 重要事項の説明等  老人福祉法第 29 条第 5 項の規定に基づく情報の開示において、老人福祉法施行規則第 20 条の 5 第 14 号に規定する入居契約に関する重要な事項の説明については、次の各号に掲げる基準によること。  ア 略  イ 重要事項説明書は、老人福祉法第 29 条第 5 項の規定により、入居相談があったときに交付するほか、求めに応じ交付すること。  ウ・エ 略  (5) 略  (6) 入居者募集等  ア 入居募集に当たっては、パンフレット、募集広告、インターネットのホームページ等において、有料老人ホームの類型（サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けていないものに限る。）、サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けている場合は、その旨及び特定施設入居者生活介護等の種類を明示すること。  イ 誇大広告等により、入居者に不当に期待を抱かせたり、それによって損害を与えたりするようなことがないよう、実態と乖離のない正確な表示をするとともに、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）第 4 条第 1 項第 3 号及び「有料老人ホーム等に関する不当な表示」（平成 16 年公正取引委員会告示</p>
---	--

第3号。以下「不当表示告示」という。)を遵守すること。特に、介護が必要となった場合の介護を行う場所、介護に要する費用の負担、介護を行う場所が入居している居室でない場合の当該居室の利用権の存否等については、入居者に誤解を与えるような表示をしないこと。

ウ 入居募集に当たり、有料老人ホームが、高齢者向け住まいへの入居を希望する者に関する情報の提供等を行う事業者（以下「情報提供等事業者」という。）と委託契約等を締結する場合は、次の事項に留意すること。

(ア) 情報提供等事業者と委託契約等を締結する場合には、例えば、入居希望者の介護度や医療の必要度等の個人の状況や属性に応じて手数料を設定するといった、社会保障費の不適切な費消を助長するとの誤解を与えるような手数料の設定を行わないこと。また、上記のような手数料の設定に応じないこと。

また、情報提供等事業者に対して、入居者の月額利用料等に比べて高額な手数料と引き換えに、優先的な入居希望者の紹介を求めないこと。

(イ) 情報提供等事業者の選定に当たっては、当該情報提供等事業者が入居希望者に提供するサービス内容やその対価たる手数料の有無・金額についてあらかじめ把握することが望ましいこと。

また、公益社団法人全国有料老人ホーム協会、一般社団法人全国介護付きホーム協会及び一般社団法人高齢者住宅協会の3団体で構成する高齢者住まい事業者団体連合会が運営する「高齢者向け住まい紹介事業者届出公表制度」に届出を行い、行動指針を遵守している事業者を選定することが望ましいこと。

(7)～(9) 略

#### 15 情報開示

有料老人ホームの情報の開示に当たっては、次に掲げる事項に留意すること。

##### (1) 有料老人ホームの運営に関する情報

設置者は、老人福祉法第29条第7項の情報開示の規定を遵守し、入居者又は入居しようとする者に対して、重要事項説明書を書面により交付するとともに、パンフレット、重要事項説明書、入居契約書（特定施設入居者生活介護等の提供に関する契約書を含む。）、管理規程等を公開するものとし、求めに応じ交付すること。

##### (2) 略

##### (3) 有料老人ホーム情報の報告

設置者は老人福祉法第29条第11項の規定に基づき、有料老人ホーム情報を都道府県知事に対して報告すること。

(4)～(6) 略

16～17 略

#### 18 電磁的記録等

(1) 作成、保存その他これらに類するもののうち、この指導指針の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（(2)に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

(2) 交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下、「交付等」という。）のうち、この指導指針の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方（入居者等）の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）によることができる。

第3号。以下「不当表示告示」という。)を遵守すること。特に、介護が必要となった場合の介護を行う場所、介護に要する費用の負担、介護を行う場所が入居している居室でない場合の当該居室の利用権の存否等については、入居者に誤解を与えるような表示をしないこと。

(新設)

(7)～(9) 略

#### 15 情報開示

有料老人ホームの情報の開示に当たっては、次に掲げる事項に留意すること。

##### (1) 有料老人ホームの運営に関する情報

設置者は、老人福祉法第29条第5項の情報開示の規定を遵守し、入居者又は入居しようとする者に対して、重要事項説明書を書面により交付するとともに、パンフレット、重要事項説明書、入居契約書（特定施設入居者生活介護等の提供に関する契約書を含む。）、管理規程等を公開するものとし、求めに応じ交付すること。

##### (2) 略

##### (3) 有料老人ホーム情報の報告

設置者は老人福祉法第29条第9項の規定に基づき、有料老人ホーム情報を都道府県知事に対して報告すること。

(4)～(6) 略

16～17 略

#### 18 電磁的記録等

(1) 作成、保存その他これらに類するもののうち、この指導指針の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（(2)に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁器的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

(2) 交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下、「交付等」という。）のうち、この指導指針の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方（入居者等）の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁器的方式その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）によることができる。

別紙様式

重要事項説明書

1～3 略

4. サービス等の内容

(全体の方針) 略

(介護サービスの内容) ※特定施設入居者生活介護等の提供を行っていない場合は省略可能

特定施設入居者生活介護の加算 の対象となるサービスの体制の 有無	入居継続支援加算	(I)	1 あり 2 なし
		(II)	1 あり 2 なし
生活機能向上連携 加算		(I)	1 あり 2 なし
		(II)	1 あり 2 なし
個別機能訓練加算		(I)	1 あり 2 なし
		(II)	1 あり 2 なし
ADL維持等加算		(I)	1 あり 2 なし
		(II)	1 あり 2 なし
夜間看護体制加算		(I)	1 あり 2 なし
		(II)	1 あり 2 なし
若年性認知症入居者受入加算			1 あり 2 なし
協力医療機関連携 加算(※1)		(I)	1 あり 2 なし
		(II)	1 あり 2 なし
口腔衛生管理体制加算(※2)			1 あり 2 なし
口腔・栄養スクリーニング加算			1 あり 2 なし
退院・退所時連携加算			1 あり 2 なし
退去時情報提供加算			1 あり 2 なし
看取り介護加算		(I)	1 あり 2 なし
		(II)	1 あり 2 なし
認知症専門ケア加 算		(I)	1 あり 2 なし
		(II)	1 あり 2 なし
高齢者施設等感染 対策向上加算		(I)	1 あり 2 なし
		(II)	1 あり 2 なし
新興感染症等施設療養費			1 あり 2 なし
生産性向上推進体 制加算		(I)	1 あり 2 なし
		(II)	1 あり 2 なし
サービス提供体制 強化加算		(I)	1 あり 2 なし
		(II)	1 あり 2 なし
		(III)	1 あり 2 なし

※1「協力医療機関連携加算  
(I)」は、「相談・診療を行う  
体制を常時確保し、緊急時に入  
院を受け入れる体制を確保し  
ている協力医療機関と連携し  
ている場合」に該当する場合を  
指し、「協力医療機関連携加算  
(II)」は、「協力医療機関連携  
加算(I)以外」に該当する場  
合を指す。

※2「地域密着型特定施設入居者  
生活介護」の指定を受けている  
場合。

別紙様式

重要事項説明書

1～3 略

4. サービス等の内容

(全体の方針) 略

(介護サービスの内容) ※特定施設入居者生活介護等の提供を行っていない場合は省略可能

特定施設入居者生活介護の加算 の対象となるサービスの体制の 有無	入居継続支援加算		1 あり 2 なし
	生活機能向上連携加算		1 あり 2 なし
個別機能訓練加算		(I)	1 あり 2 なし
		(II)	1 あり 2 なし
夜間看護体制加算			1 あり 2 なし
若年性認知症入居者受入加算			1 あり 2 なし
医療機関連携加算			1 あり 2 なし
口腔衛生管理体制加算			1 あり 2 なし
栄養スクリーニング加算			1 あり 2 なし
退院・退所時連携加算			1 あり 2 なし
看取り介護加算			1 あり 2 なし
認知症専門 ケア加算		(I)	1 あり 2 なし
		(II)	1 あり 2 なし
サービス提 供体制強化 加算		(I)イ	1 あり 2 なし
		(I)ロ	1 あり 2 なし
		(II)	1 あり 2 なし
介護職員処 遇改善加算		(III)	1 あり 2 なし
		(I)	1 あり 2 なし
		(II)	1 あり 2 なし
		(III)	1 あり 2 なし
		(IV)	1 あり 2 なし
介護職員等 特定処遇改 善加算		(V)	1 あり 2 なし
		(I)	1 あり 2 なし
		(II)	1 あり 2 なし
人員配置が手厚い介護サービス の実施の有無		1 あり	(介護・看護職員の配置率) : 1
		2 なし	

介護職員等処遇改善加算	(I)	1 あり 2 なし
	(II)	1 あり 2 なし
	(III)	1 あり 2 なし
	(IV)	1 あり 2 なし
	(V) (1)	1 あり 2 なし
	(V) (2)	1 あり 2 なし
	(V) (3)	1 あり 2 なし
	(V) (4)	1 あり 2 なし
	(V) (5)	1 あり 2 なし
	(V) (6)	1 あり 2 なし
	(V) (7)	1 あり 2 なし
	(V) (8)	1 あり 2 なし
	(V) (9)	1 あり 2 なし
	(V) (10)	1 あり 2 なし
(V) (11)	1 あり 2 なし	
(V) (12)	1 あり 2 なし	
(V) (13)	1 あり 2 なし	
(V) (14)	1 あり 2 なし	
人員配置が手厚い介護サービスの実施の有無	1 あり	(介護・看護職員の配置率) : 1
	2 なし	

(医療連携の内容)

医療支援 ※複数選択可	1 救急車の手配 2 入退院の付き添い 3 通院介助 4 その他 ( )		
協力医療機関	1	名称	
		住所	
		診療科目	
		協力科目	
		協力内容	<u>入所者の病状の急変時等において 相談対応を行う体制を常時確保</u> 1 あり 2 なし
		<u>診療の求めがあった場合において 診療を行う体制を常時確保</u> 1 あり 2 なし	

(医療連携の内容)

医療支援 ※複数選択可	1 救急車の手配 2 入退院の付き添い 3 通院介助 4 その他 ( )		
協力医療機関	1	名称	
		住所	
		診療科目	
		協力科目	
	協力内容		
	2	名称	
		住所	
診療科目			

	2	名称		
		住所		
		診療科目		
		協力科目		
		協力内容	入所者の病状の急変時等において 相談対応を行う体制を常時確保	1 あり 2 なし
		診療の求めがあった場合において 診療を行う体制を常時確保	1 あり 2 なし	
	3	名称		
		住所		
		診療科目		
		協力科目		
		協力内容	入所者の病状の急変時等において 相談対応を行う体制を常時確保	1 あり 2 なし
		診療の求めがあった場合において 診療を行う体制を常時確保	1 あり 2 なし	
	4	名称		
		住所		
		診療科目		
		協力科目		
		協力内容	入所者の病状の急変時等において 相談対応を行う体制を常時確保	1 あり 2 なし
		診療の求めがあった場合において 診療を行う体制を常時確保	1 あり 2 なし	
	5	名称		
		住所		
診療科目				
協力科目				
協力内容		入所者の病状の急変時等において 相談対応を行う体制を常時確保	1 あり 2 なし	
	診療の求めがあった場合において 診療を行う体制を常時確保	1 あり 2 なし		
新興感染症発生時 に連携する医療機 関	1 あり			
	医療機関の名称			
	医療機関の住所			
	2 なし			

		協力科目	
		協力内容	
協力歯科医療機関		名称	
		住所	
		協力内容	

協力歯科医療機関	1	名称	
		住所	
		協力内容	
	2	名称	
		住所	
		協力内容	

略

5. 職員体制

※有料老人ホームの職員について記載すること（同一法人が運営する他の事業所の職員については記載する必要はありません）。

略

（夜勤を行う看護・介護職員の人数）

夜勤帯の設定時間（ 時 <u>    </u> 分～ 時 <u>    </u> 分）		
	平均人数	最少時人数（休憩者等を除く）
看護職員	人	人
介護職員	人	人

略

6～10 略

別添1 略

略

5. 職員体制

※有料老人ホームの職員について記載すること（同一法人が運営する他の事業所の職員については記載する必要はありません）。

略

（夜勤を行う看護・介護職員の人数）

夜勤帯の設定時間（ 時～ 時）		
	平均人数	最少時人数（休憩者等を除く）
看護職員	人	人
介護職員	人	人

略

6～10 略

別添1 略



別表 略

別添2 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表

特定施設入居者生活介護（地域密着型・介護予防を含む）の指定の有無	個別の利用料で、実施するサービス（利用者が全額負担）			備考
	包含※2	都度※3	料金※3	
介護サービス				
食事介助	なし	あり	あり	
排泄介助・おむつ交換	なし	あり	あり	
おむつ代	なし	あり	あり	
入浴（一般浴）介助・清拭	なし	あり	あり	
精治介助	なし	あり	あり	
身辺介助（移動・着替え等）	なし	あり	あり	
機能訓練	なし	あり	あり	
通院介助	なし	あり	あり	※1付添いができる範囲を明確化すること
口腔衛生管理	なし	あり	あり	
生活サービス				
居室清掃	なし	あり	あり	
リネン交換	なし	あり	あり	
日常の洗濯	なし	あり	あり	
居室配膳・下膳	なし	あり	あり	
入居者の嗜好に応じた特別な食事	なし	あり	あり	
おやつ	なし	あり	あり	
理美容師による理美容サービス	なし	あり	あり	
買い物代行	なし	あり	あり	※1利用できる範囲を明確化すること
役所手続き代行	なし	あり	あり	
金銭・貯金管理	なし	あり	あり	
健康管理サービス				
定期健康診断	なし	あり	あり	※1回数（年〇回など）を明記すること
健康相談	なし	あり	あり	
生活指導・栄養指導	なし	あり	あり	
服薬支援	なし	あり	あり	
生活リズムの記録（排便・睡眠等）	なし	あり	あり	
入退院時・入院中のサービス				
入退院時の同行	なし	あり	あり	※1付添いができる範囲を明確化すること
入院中の洗濯物交換・買い物	なし	あり	あり	
入院中の見舞い訪問	なし	あり	あり	

※1：利用者の所得等に応じて負担割合が変わる（1割又は2割の利用者負担）。  
 ※2：「あり」を記入したときは、各種サービスの費用が、月額のサービス費用に含まれる場合と、サービス利用の都度払いによる場合に区分して、いずれかの欄に〇を記入する。  
 ※3：都度払いの場合、1回あたりの金額など、単位を明確にして記入する。

別表 略

別添2 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表

特定施設入居者生活介護（地域密着型・介護予防を含む）の指定の有無	個別の利用料で、実施するサービス（利用者が全額負担）			備考
	包含※2	都度※3	料金※3	
介護サービス				
食事介助	なし	あり	あり	
排泄介助・おむつ交換	なし	あり	あり	
おむつ代	なし	あり	あり	
入浴（一般浴）介助・清拭	なし	あり	あり	
精治介助	なし	あり	あり	
身辺介助（移動・着替え等）	なし	あり	あり	
機能訓練	なし	あり	あり	
通院介助	なし	あり	あり	※1付添いができる範囲を明確化すること
生活サービス				
居室清掃	なし	あり	あり	
リネン交換	なし	あり	あり	
日常の洗濯	なし	あり	あり	
居室配膳・下膳	なし	あり	あり	
入居者の嗜好に応じた特別な食事	なし	あり	あり	
おやつ	なし	あり	あり	
理美容師による理美容サービス	なし	あり	あり	
買い物代行	なし	あり	あり	※1利用できる範囲を明確化すること
役所手続き代行	なし	あり	あり	
金銭・貯金管理	なし	あり	あり	
健康管理サービス				
定期健康診断	なし	あり	あり	※1回数（年〇回など）を明記すること
健康相談	なし	あり	あり	
生活指導・栄養指導	なし	あり	あり	
服薬支援	なし	あり	あり	
生活リズムの記録（排便・睡眠等）	なし	あり	あり	
入退院時・入院中のサービス				
入退院時の同行	なし	あり	あり	※1付添いができる範囲を明確化すること
入院中の洗濯物交換・買い物	なし	あり	あり	
入院中の見舞い訪問	なし	あり	あり	

※1：利用者の所得等に応じて負担割合が変わる（1割又は2割の利用者負担）。  
 ※2：「あり」を記入したときは、各種サービスの費用が、月額のサービス費用に含まれる場合と、サービス利用の都度払いによる場合に区分して、いずれかの欄に〇を記入する。  
 ※3：都度払いの場合、1回あたりの金額など、単位を明確にして記入する。

(附 則)  
 本指導指針は、令和7年3月13日から施行する。